

# 佐賀県胃がん検診実施要領

## 第1 目的

本要領は、佐賀県のがん検診の受診率向上を図るとともに、県内の市町において、国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法で胃がん検診とその精度管理が実施されるよう、胃がん検診の実施に関し必要なことを定め、がんを早期に発見・治療することでがんによる死亡の減少を図ることを目的とする。

## 第2 実施体制

胃がん検診の実施体制は、次のとおりとする。

### 1 実施主体

事業の実施主体は市町とする。

### 2 県の役割

県は、「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」(平成 20 年3月 31 日付け健総発 0331012 号厚生労働省健康局総務課長通知)の別添「健康診査管理指導等事業実施のための指針」(以下「国指針」という。)に基づき設置している佐賀県がん対策等推進協議会胃がん部会(以下「部会」という。)において、指針に基づくがん検診の評価、指導等を実施する。

### 3 検診実施機関の役割

- (1)がん検診に習熟した検診担当医及び検診担当臨床検査技師等が確保されていること。
- (2)部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。

### 4 検診対象者

胃がん検診の対象者は、当該市町の区域内に居住地を有する 50 歳以上の者を対象とする。  
ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40 歳以上の者を対象としても差し支えない。

### 5 実施回数及び受診率

がん検診は、原則として同一人について2年に1回行う。なお、当分の間、胃部エックス線検査を年1回実施しても差し支えない。

前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うとともに、当該年度において受診機会を与える観点から、2年に1回行うがん検診についても、受診機会を必ず毎年度設けることとし、受診率は、以下の算定式により算定する。

$$\text{受診率} = ((\text{前年度の受診者数}) + (\text{当該年度の受診者数}) - (\text{前年度及び当該年度における2年連続受診者数})) / (\text{当該年度の対象者数} \times 2) \times 100$$

\* 対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。

## 第3 検診方法

### 1 検診項目

胃がん検診の検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとする。

#### (1)問診

問診に当たっては、現在の病状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

## (2) 胃部エックス線検査

① 胃部エックス線検査は、胃がんの疑いがある者を効率的にスクリーニングする点を考慮し、原則として間接撮影とする。

ただし、地域の実情に応じ、直接撮影を用いても差し支えない。

なお、間接撮影は、7×7cm以上のフィルムを用い、撮影装置は、被曝線量の低減を図るため、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。

② 撮影枚数は、最低8枚とする。

③ 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会による「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011年)」を参考にする。

④ 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意する。

⑤ 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものとし、その結果に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

## (3) 胃内視鏡検査

胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」(以下「胃内視鏡検診マニュアル」という。)を参考にする。

## 2 判定区分

胃がん検診の結果は、問診の結果を参考として、胃部エックス線検査の結果により「精検不要」及び「要精検」と判定する。

## 3 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。

## 4 受診指導等

### (1) 精検不要

がん検診の結果「精検不要」と判定された者に対し、次回の検診の受診を勧める。

### (2) 要精検

#### ① 指導内容

がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、精密検査の重要性を説明した上で、医療機関への受診を指導する。指導後も精検未受診の者に対しては、再度、受診勧奨を行う。

#### ② 結果等の把握

医療機関との連携の下、受診の結果等について把握する。特に、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合、検診実施機関は、精密検査実施機関と連絡を取り、精密検査の結果の把握に努めること。また、市町は、その結果を報告するように求めること。

なお、個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知)を参照すること。

## 5 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、胃部エックス線写真の読影の結果及び精密検査の必要性の有無等を記録する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況等を記録する。

## 6 事業評価

胃がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町は、チェックリスト(検診実施機関用及び市町用)\*を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、胃がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

県は、胃がん部会において、地域がん登録及び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト(県用)\*を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、チェックリスト(市町用)\*の結果を踏まえ、市町に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

※ 平成20年3月に厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」がとりまとめた報告書(「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」)における「事業評価のためのチェックリスト(「仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目」を含む。))」。

なお、報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」に置き換えることとする。

また、具体的な胃がん検診における事業評価は、佐賀県がん検診精度管理のための事業評価実施要領のとおりとする。

## 7 検診実施機関

- (1) 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、報告書のチェックリスト(検診実施機関用)\*を参考とするなどして、胃部エックス線検査、胃内視鏡検査等の精度管理に努める。
- (2) 検診実施機関は、胃がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- (3) 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。
- (4) 検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。
- (5) 検診実施機関は、胃がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。

### 附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。